

徳島県規則第三十七号

徳島県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県行政組織規則の一部を改正する規則

徳島県行政組織規則（昭和四十二年徳島県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「部（」を「知事直轄組織及び部（」に改め、「（第十七条第三項を除く。）」を削り、「」及び局」を「」に、「部及び局」を「知事直轄組織及び部」に改め、同条第三号ハ中「、局」を削る。

第五条の見出し中「局」を「知事戦略公室」に改め、同条第一項を次のように改める。
知事直轄組織に、知事戦略公室を置く。

第五条第二項中「前項に規定するもののほか、」を削り、「部及び局に」を「部に」に改め、同項の表を次のように改める。

部	課
危機管理部	危機管理政策課 防災対策推進課 消防保安課 消費者政策課 安全衛生課
企画総務部	政策企画課 総務監察課 人事課 職員厚生課 総務事務管理課 財政課 管財課 税務課 市町村課 情報政策課 統計課
観光スポーツ文化部	にぎわい政策課 観光政策課 万博推進課 スポーツ振興課 スポーツ交流課 文化振興課 文化資源活用課
生活環境部	生活環境政策課 県民ふれあい課 労働雇用政策課 男女参画・人権課 交通政策課 サステナブル社会推進課 環境指導課 環境管理課
こども未来部	こども未来政策課 子育て応援課 青少年・こども家庭課
保健福祉部	保健福祉政策課 地域共生推進課 医療政策課 健康寿命推進課 感染症対策課 薬務課 長寿いきがい課 障がい福祉課
経済産業部	経済産業政策課 企業支援課 産業創生・大学連携課 産業人材課

農林水産部	農林水産政策課 みどり戦略推進課 とくしまブランド推進課 鳥獣対策・里山振興課 畜産振興課 林業振興課 水産振興課 漁業管理調整課 農山漁村振興課 生産基盤課 森 林土木・保全課
県土整備部	県土整備政策課 建設管理課 用地対策課 高規格道路課 道路整備課 都市計画課 住宅課 営繕課 河川政策課 河 川整備課 砂防防災課 水環境整備課 港湾政策課

第六条第一項中「ため」の下に「局として」を加える。
 第七条の表を次のように改める。

課	室
防災対策推進課	事前復興室
総務監察課	法制文書室
情報政策課	行政DX推進室
観光政策課	交流創造室
文化振興課	文化プロジェクト室
生活環境政策課	国際交流室
労働雇用政策課	移住交流室
サステナブル社会推進課	脱炭素推進室
医療政策課	広域医療室
健康寿命推進課	国保運営室
経済産業政策課	商務流通室
農林水産政策課	農地政策室
都市計画課	まちづくり室

住宅課	建築指導室
営繕課	プロジェクト室

第八条中「危機管理環境部消防保安課」を「危機管理部消防保安課」に改める。
第九条第一項を削り、同条第二項中「第五条及び前項」を「第五条第二項」に改め、同項の表中「政策創造部」を「経済産業部」に改め、同項を同条とする。

第十条第一項を削り、同条第二項を同条とし、同条の次に次の一条を加える。
(知事戦略公室の分掌事務)

第十条の二 知事戦略公室の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 秘書に関すること。
 - 二 知事の特命事項に関すること。
- 第十一条中「(監察局を除く。)」を削る。
第十三条中「及び監察局」を削り、「(経営戦略部にあつては、総務課)並びに」を「及び」に改め、「掲げる事務」の下に「(企画総務部にあつては、第五号に掲げるものを除く。)」を加える。
第十五条中「第十一条」を「第十条の二」に改める。
第十六条中「課等」を「知事戦略公室、課等」に改める。
第十七条第一項の表部長の項の次に次のように加える。

知事戦略公室長	知事戦略公室	上司の命を受け、知事戦略公室の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。
---------	--------	--------------------------------------

第十七条第一項の表副課長の項中
「
課
」
を
「知事戦略公室又は

課
」
に改め、「受け、」の下に「上席秘書幹又は」を加える。

第十七条第二項の表上席政策調査幹の項を削り、同表政策調査幹の項中「必要な」を「知事戦略公室又は必要な」に改め、同条第三項中「それぞれ」を削り、同項の表部長の項及び校長の項を削る。

第十八条第一項の表参事の項中「部」を「部又は知事戦略公室」に改め、同表課長補佐の項、係長の項及び主任の項中「部、」の下に「知事戦略公室、」を加える。

第十八条第二項の表大学・産業創生統括監の項中「政策創造部」を「経済産業部」に改め、同項の前に次のように加える。

医務技監	保健福祉部	上司の命を受け、医療及び健康増進に関する事項を統括整理する。
------	-------	--------------------------------

環境指導統括監	生活環境部	上司の命を受け、環境指導行政の推進に関する事項を統括整理する。
---------	-------	---------------------------------

第十八条第二項の表文化・スポーツ交流統括監の項を削り、感染症・疾病予防統括監の項から県土強靱化統括監の項までを次のように改める。

プロジェクト統括監	県土整備部	上司の命を受け、建築・改修プロジェクトに関する事項を統括整理する。
戦略プロジェクト統括監	知事戦略公室	上司の命を受け、特命プロジェクトの推進に関する事項を統括整理する。
新未来創生統括監	知事戦略公室	上司の命を受け、県の総合計画の推進に関する特命事項を統括整理する。
危機管理監	危機管理部又は知事戦略公室	上司の命を受け、防災及び減災に関する事項を総括整理する。

第十八条第二項の表人権教育啓発推進センター所長の項及び男女共同参画総合支援センター所長の項中「未来創生文化部」を「生活環境部」に改め、同項の次に次のように加える。

上席秘書幹	知事戦略公室	上司の命を受け、知事等の秘書に関する事務を処理する。
秘書幹	知事戦略公室	上司の命を受け、報道機関との連絡及び調整に関する事務を処理する。
航空戦略幹	観光政策課	上司の命を受け、航空路線の誘致及び確保に関する事務を処理する。

第十八条第二項の表万博推進幹の項及び県政広報幹の項を削り、同表海外戦略調整幹の項中「商工政策課」を「経済産業政策課」に改め、同表魅力発信幹の項を次のように改める。

万博推進幹	徳島県関西本部	上司の命を受け、二千二十五年日本国際博覧会への参画及びこれを契機とした県の魅力発信の推進に関する事務を処理する。
-------	---------	--

第十八条第二項の表消費者行政グローバル担当室長の項を削り、同表広域行政担当室長

の項中「万博推進課」を「政策企画課」に改め、同項の次に次のように加える。

行政改革担当 室長	財政課	上司の命を受け、行政改革に係る施策の企画及び調整に関する事務を処理する。
--------------	-----	--------------------------------------

第十八条第二項の表プロジェクト担当室長の項及び国保運営担当室長の項を削り、同表新技術活用担当室長の項中「新未来産業課」を「産業創生・大学連携課」に改め、同項の次に次のように加える。

輸出推進担当室 長	とくしまブラン ド推進課	上司の命を受け、農林水産物の海外での販路拡張に係る施策の企画及び調整に関する事務を処理する。
--------------	-----------------	--

第十八条第二項の表強靱化・安全対策担当室長の項中「の強靱化」を「の強靱化^{じん}」に改め、盛土防災・事前復興担当室長の項を次のように改める。

港湾経営・管理 担当室長	港湾政策課	上司の命を受け、港湾施設の活用及び管理に係る施策の企画及び調整に関する事務を処理する。
-----------------	-------	---

第十八条第二項の表スマート会計担当室長の項及び課長の項を削り、同条第三項の表車庫長の項中「、共用自動車及び貸出自動車を「及び共用自動車」に改める。

第十九条中「部、」の下に「知事戦略公室、」を加える。

第二十条中「本部長」を「知事戦略公室長、本部長」に改める。

第二十四条の表中「経営戦略部」を「企画総務部」に改める。

第三十三条第一項中「及び局に」を「に」に改め、「又は局」を削り、同項の表を次のように改める。

部		法令又は条例の規定により設置された機関		
危機管理部		名 称	位 置	所 管 区 域
	徳島県食肉衛生検査所	徳島市不動本町二丁目		
	徳島県動物愛護管理センター	名西郡神山町		
生活環境部	徳島県立保健製薬環境センター	徳島市新蔵町三丁目		

こども未来 部	徳島県中央こども 女性相談センター	徳島市昭和町 五丁目	徳島市 鳴門市 小松島市 吉野 川市 阿波市 勝浦郡 名東郡 名西郡 板野郡
	徳島県南部こども 女性相談センター	阿南市領家町	阿南市 那賀郡 海部郡
保健福祉部	徳島県西部こども 女性相談センター	美馬市穴吹町	美馬市 三好市 美馬郡 三好郡
	徳島県立総合看護 学校	徳島市鮎喰町 二丁目	
経済産業部	徳島県精神保健福 祉センター	徳島市新蔵町 三丁目	
	徳島県立工業技術 センター	徳島市雑賀町	
	徳島県立中央テク ノスクール	徳島市南末広 町	
	徳島県立南部テク ノスクール	阿南市桑野町	
農林水産部	徳島県立西部テク ノスクール	美馬郡つるぎ 町	
	徳島県立農林水産 総合技術支援セン ター	名西郡石井町	

第三十三条第二項中「売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十四条第一項」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）第九条第一項」に、「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に改め、同条第三項中「徳島県立婦人保護施設しらぎく寮」を「徳島県立女性自立支援施設しらぎく寮」に改める。

第三十四条第一項中「及び局」を削り、同項の表危機管理環境部の項の項名を「危機管理理部」に改め、同表経営戦略部の項の項名を「企画総務部」に改め、同表未来創生文化部の項の項名を「観光スポーツ文化部」に改め、同項の次に次のように加える。

こども未来 部	徳島県立徳島学院	児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第四十四条及び児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第三十六条	鳴門市大麻町
------------	----------	--	--------

第三十四条第一項の表商工労働観光部の項及び未来創生文化部こども未来局の項を削り、同条第二項の表徳島県産業人材育成センターの項を削る。

第三十八条第一項中「、徳島県立婦人保護施設しらぎく寮」を削り、「鳥居記念館」の下に「、徳島県立女性自立支援施設しらぎく寮」を加え、「、徳島県保健所」を削り、「及び」を「、徳島県保健所及び」に改める。

第三十九条第一項の表次長の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 徳島県立保健製薬環境センター

第三十九条第一項の表次長の項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、第十号を第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十 徳島県保健所

第三十九条第一項の表副課長の項第二号を削る。

第四十七条第二項中「及び徳島県こども女性相談センターを」を「を」に改め、同項の表を次のように改める。

総合県民局	徳島県保健所		位 置	所 管 区 域
徳島県南部 総合県民局	徳島県阿南保健所	阿南市領家町	阿南市	那賀郡
徳島県西部 総合県民局	徳島県美波保健所	海部郡美波町	海部郡	
	徳島県美馬保健所	美馬市穴吹町	美馬市	美馬郡
	徳島県三好保健所	三好市池田町	三好市	三好郡

別表第一消費者くらし安全局の項からこども未来局の項までを削る。

別表第二危機管理政策課の項第一号中「及び環境行政」を削り、同項第四号中「危機管理環境部」を「危機管理部」に改め、同表とくしまゼロ作戦課の項を次のように改める。

防災対策推進課	一 南海トラフ巨大地震対策をはじめとする災害対策の企画及び調整に関すること。
	二 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）の施行に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。
	三 自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること。

		四 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第九十七条第一項の規定による自衛官及び自衛官候補生の募集に関すること。 五 石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）の施行に関すること。 六 総合情報通信ネットワークシステムに関すること。 七 徳島県国土強靱化地域計画に関すること。 八 徳島県南海トラフ・活断層地震対策行動計画の推進に関すること。 九 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）の施行に関すること。 十 津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）の施行に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。 十一 徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例（平成二十四年徳島県条例第六十四号）の施行に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。 十二 徳島県防災会議及び徳島県石油コンビナート等防災本部に関すること。 十三 徳島県立東部防災館、徳島県立南部防災館及び徳島県立西部防災館に関すること（総合県民局の分掌に属するものを除く。）。
事前復興室	十四 徳島県復興指針に関すること。 十五 災害救助法（昭和二十二年法律第一百十八号）の施行に関すること。 十六 戦略的災害医療プロジェクトに関すること。 十七 徳島県命を守るための大規模災害対策基金及び徳島県災害医療推進基金に関すること。	

別表第二グリーン社会推進課の項から環境管理課の項までを削り、同表安全衛生課の項第八号中「食品に関する表示」を「食品表示」に改め、同項中第三十三号を第三十四号とし、第二十一号から第三十二号までを一号ずつ繰り下げ、第二十号の次に次の一号を加える。

二十一 徳島県ワンヘルス推進条例（令和五年徳島県条例第二十三号）の施行に関すること。

別表第二総合政策課の項を次のように改める。

政策企画課	一 県の行政の企画及び調整に関すること。 二 政策提言に関すること。 三 県の総合計画の策定及び推進に関すること。 四 庁議及び主管課長会議に関すること。 五 地方分権の推進に関すること。
-------	---

六 知事会議に關すること。
七 広域連合に係る総合的な連絡調整に關すること。
八 国土形成計画及び連携施策に關すること。
九 企画総務部の庶務事務の処理に關すること。
十 徳島県総合計画審議會に關すること。

別表第二中万博推進課の項から秘書課の項までを削り、総務課の項を次のように改める。

総務監察課	一 行政書士に關すること。 二 宗教法人に關すること。 三 県民の褒賞に關すること。 四 職員の職務執行の適正を確保するための監察に關すること。 五 県に對する公益通報（公益通報者保護法（平成十六年法律第二百十二号）第二条第一項に規定する公益通報をいう。）その他の通報のうち、職員の職務執行の適正の確保に關するものの処理に關すること。 六 業務に關する要望等に對する職員の対応に關すること。 七 不当要求行為等の対策に關すること。 八 行政手続制度の総括に關すること。 九 公益法人及び移行法人並びに公益信託に關する事務の調整に關すること。 十 徳島県行政不服審査會に關すること。 十一 徳島県公益認定等審議會の総括に關すること。 十二 他部（知事直轄組織を含む。）の主管に屬しない事務で部内の他課の分掌に屬しないこと。
法制文書室	十三 条例案、規則案、告示案及び訓令案その他文書の審査に關すること。 十四 県庁内における法律相談に關すること。 十五 公文書管理の総括に關すること。 十六 文書の受領、配布及び發送に關すること。 十七 公印の管守に關すること。 十八 徳島県報の發行に關すること。 十九 行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第四十二条第一項の規定による審理員意見書の作成に關すること。

別表第二人事課の項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、第十号を削り、第十一号を第九号とし、第十二号を第十号とし、第十三号を第十一号とし、同項第十四号中「（県立総合大学校本部の分掌に属するものを除く。）」を削り、同号を同

項第十二号とし、同表職員厚生課の項中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 徳島県職員の定年の段階的な引上げに対応するための退職手当基金に関する事。別表第二職員厚生課の項の次に次のように加える。

総務事務管理課	一 職員の給与に関する事（扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の認定に関する事に限る。）。 二 職員の児童手当に関する事。 三 職員の旅費並びにパートタイム会計年度任用職員の報酬、職員手当等及び共済費の支出に関する事（他課の分掌に属するものを除く。）。 四 職員の年末調整に関する事。
---------	--

別表第二財政課の項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 行財政改革に関する事。

別表第二税務課の項第二号中「地方税法」の下に「（昭和二十五年法律第二百二十六号）」を加え、同項中第十三号を第十四号とし、第十二号の次に次の一号を加える。

十三 森林環境税の払込みに関する事。

別表第二スマート県庁推進課の項からダイバーシティ推進課の項までを次のように改める。

市町村課	一 市町村等（市町村又は市町村若しくは市町村のみが加入する地方公共団体の組合で組織する地方公共団体の組合をいう。以下この項において同じ。）の行政及び財政に関する事。 二 市町村職員共済組合に関する事。 三 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の施行に関する事。 四 市町村の廃置分合及び境界変更に関する事。 五 市町村等の地方公務員に対する当該地方公務員の任命権者の依頼を受けた研修の実施に関する事。 六 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）の施行に関する事（他課の分掌に属するものを除く。）。 七 市町村等の地方債に関する事。 八 市町村の地方交付税及び地方特例交付金の算定及び検査に関する事。 九 地方税法に基づき知事が行う市町村税に関する権限の行使に関する事。 十 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律（昭和三十二
------	--

情報政策課	行政D X推進 室	統計課	にぎわい政 策課	
年法律第四百号）の施行にすること。 十一 市町村の設立に係る土地開発公社にすること。 十二 徳島県選挙管理委員会にすること。 十三 自治紛争処理委員及び徳島県固定資産評価審議会にすること。	一 情報通信技術に係る施策の総合的な企画及び調整にすること。 二 情報通信基盤の整備の推進にすること。 三 電子自治体の推進にすること。	一 統計調査にすること（他課の分掌に属するものを除く）。 二 統計情報の加工及び分析にすること。 三 統計情報の利活用にすること。 四 統計知識の普及並びに統計の発展及び改善にすること。 五 統計調査事務の調整にすること。 六 県政資料及び統計資料の収集及び管理にすること。 七 行政資料室にすること。 八 統計調査にすること事務で他の主管に属しないこと。	一 観光、スポーツ及び文化の一体的な振興並びににぎわいの創出の総合的な企画及び調整にすること。 二 観光スポーツ文化部の庶務事務の処理にすること。 三 徳島県立大鳴門橋架橋記念館、徳島県立産業観光交流センター、徳島県立美馬野外交流の郷、徳島県立渦の道、徳島県立出島野鳥公園、徳島県立あすたむらんどその他県の観光交流に係る施設にすること。	

別表第二ダイバーシティ推進課の項の次に次のように加える。

観光政策課
一 観光に関する施策の企画及び調整にすること。 二 観光資源の創出及び活用にすること。 三 観光振興基本計画にすること。 四 観光統計及び観光調査にすること。 五 観光客の受入体制にすること。 六 観光関連施設等の整備にすること。

文化振興課 スポーツ振興課 万博推進課	交流創造室	
	交流創造	造室
七 観光関係団体の育成指導に関すること。	七 観光関係団体の育成指導に関すること。	七 観光関係団体の育成指導に関すること。
八 旅行業に関すること。	八 旅行業に関すること。	八 旅行業に関すること。
九 住宅宿泊事業法の施行に関すること（宿泊者の安全の確保、外国人観光旅客である宿泊者の快適性及び利便性の確保、火災の防止のために配慮すべき事項の説明、周辺地域の生活環境への悪影響の防止に必要事項の外国語による説明並びに宿泊サービス提供契約の締結の代理等の委託に係るものに限る。）。	九 住宅宿泊事業法の施行に関すること（宿泊者の安全の確保、外国人観光旅客である宿泊者の快適性及び利便性の確保、火災の防止のために配慮すべき事項の説明、周辺地域の生活環境への悪影響の防止に必要事項の外国語による説明並びに宿泊サービス提供契約の締結の代理等の委託に係るものに限る。）。	九 住宅宿泊事業法の施行に関すること（宿泊者の安全の確保、外国人観光旅客である宿泊者の快適性及び利便性の確保、火災の防止のために配慮すべき事項の説明、周辺地域の生活環境への悪影響の防止に必要事項の外国語による説明並びに宿泊サービス提供契約の締結の代理等の委託に係るものに限る。）。
十 全国通訳案内士及び地域通訳案内士に関すること。	十 全国通訳案内士及び地域通訳案内士に関すること。	十 全国通訳案内士及び地域通訳案内士に関すること。
十一 航空ネットワークの整備に関すること。	十一 航空ネットワークの整備に関すること。	十一 航空ネットワークの整備に関すること。
十二 徳島県観光審議会に関すること。	十二 徳島県観光審議会に関すること。	十二 徳島県観光審議会に関すること。
十三 徳島県立航空旅客取扱施設に関すること。	十三 徳島県立航空旅客取扱施設に関すること。	十三 徳島県立航空旅客取扱施設に関すること。
十四 観光コンテンツを活用したにぎわいの創出及び交流の促進に関すること。	十四 観光コンテンツを活用したにぎわいの創出及び交流の促進に関すること。	十四 観光コンテンツを活用したにぎわいの創出及び交流の促進に関すること。
一 二千二十五年日本国際博覧会への参画に向けた企画及び調整に関すること。	一 二千二十五年日本国際博覧会への参画に向けた企画及び調整に関すること。	一 二千二十五年日本国際博覧会への参画に向けた企画及び調整に関すること。
二 競技スポーツ及び生涯スポーツの振興に関すること。	二 競技スポーツ及び生涯スポーツの振興に関すること。	二 競技スポーツ及び生涯スポーツの振興に関すること。
三 徳島県スポーツ・文化未来創生基金に関すること。	三 徳島県スポーツ・文化未来創生基金に関すること。	三 徳島県スポーツ・文化未来創生基金に関すること。
四 徳島県スポーツ推進審議会に関すること。	四 徳島県スポーツ推進審議会に関すること。	四 徳島県スポーツ推進審議会に関すること。
五 徳島県立中央武道館に関すること。	五 徳島県立中央武道館に関すること。	五 徳島県立中央武道館に関すること。
六 その他スポーツに関する事務で他課の分掌に属しないこと。	六 その他スポーツに関する事務で他課の分掌に属しないこと。	六 その他スポーツに関する事務で他課の分掌に属しないこと。
一 スポーツ交流の推進に関すること。	一 スポーツ交流の推進に関すること。	一 スポーツ交流の推進に関すること。
二 プロスポーツに係る総合調整に関すること。	二 プロスポーツに係る総合調整に関すること。	二 プロスポーツに係る総合調整に関すること。
三 ワールドマスターズゲームズ二千二十七関西の開催に関すること。	三 ワールドマスターズゲームズ二千二十七関西の開催に関すること。	三 ワールドマスターズゲームズ二千二十七関西の開催に関すること。
一 文化の振興に係る総合的な企画及び調整に関すること。	一 文化の振興に係る総合的な企画及び調整に関すること。	一 文化の振興に係る総合的な企画及び調整に関すること。
二 芸術文化活動の振興に関すること。	二 芸術文化活動の振興に関すること。	二 芸術文化活動の振興に関すること。
三 文化関係団体に関すること。	三 文化関係団体に関すること。	三 文化関係団体に関すること。
四 文学及び書道に関する資料の収集及び調査研究に関すること。	四 文学及び書道に関する資料の収集及び調査研究に関すること。	四 文学及び書道に関する資料の収集及び調査研究に関すること。
五 徳島県文化創造審議会に関すること。	五 徳島県文化創造審議会に関すること。	五 徳島県文化創造審議会に関すること。
六 徳島県郷土文化会館、徳島県立文学書道館及び徳島県立阿波十郎兵衛屋敷に関すること。	六 徳島県郷土文化会館、徳島県立文学書道館及び徳島県立阿波十郎兵衛屋敷に関すること。	六 徳島県郷土文化会館、徳島県立文学書道館及び徳島県立阿波十郎兵衛屋敷に関すること。
七 徳島文化芸術ホール（仮称）の整備に関すること。	七 徳島文化芸術ホール（仮称）の整備に関すること。	七 徳島文化芸術ホール（仮称）の整備に関すること。

文化資源活用課	生活環境政策課	国際交流室	県民ふれあい課	労働雇用政策課
一 文化財の保護及び活用に関すること。 二 世界遺産及び日本遺産への登録に向けた活動に関すること。 三 銃砲刀剣類の登録審査等に関すること。 四 徳島県文化財保護審議会及び徳島県銃砲刀剣類登録審査委員に關すること。 五 徳島県立埋蔵文化財総合センターに関すること。	一 県民協働の促進及び県民生活の向上並びに環境行政の推進に関する総合的な企画及び調整に関すること。 二 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）の施行に関すること。 三 徳島県控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例（平成二十七年徳島県条例第六十六号）の施行に関すること。 四 徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例（平成十九年徳島県条例第十四号）の施行に関すること。 五 生涯学習の促進に関すること。 六 徳島県大規模災害被災者等支援基金に関すること。 七 生活環境部の庶務事務の処理に関すること。 八 徳島県控除対象特定非営利活動法人審査会に関すること。	九 国際交流に係る企画及び調整に関すること。 十 多文化共生に関すること。 十一 海外移住、海外技術協力その他国際交流の推進に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。 十二 旅券の交付に関すること。	一 広報に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。 二 とくしま目安箱、パブリックコメント、e－モニターアンケートその他県民広聴に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。 三 県民相談に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。 四 県庁ふれあいセンターに関すること。 五 情報公開制度の総括に関すること。 六 個人情報保護制度の総括に関すること。 七 徳島県情報公開・個人情報保護審査会に関すること。	一 労働及び雇用に関する施策の総合的な企画及び調整に関すること。 二 労働組合に関すること。

	三 労働福祉に関すること。 四 雇用対策に関すること。 五 労働情報及び労働相談に関すること。 六 徳島県労働委員会に関すること。
移住交流室	七 地域振興に関する企画及び調整に関すること。 八 移住交流施策の推進に関すること。 九 市町村の自主的合併の支援及び広域行政の推進に関すること。 十 過疎地域、山村及び離島の振興に関すること。 十一 とくしま集落再生プロジェクトの推進に関すること。 十二 地方創生推進員及び地域おこし協力隊の運営に関すること。

別表第二男女参画・人権課の項第十一号及び第十二号を次のように改める。

十一 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。

十二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の施行に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。

別表第二男女参画・人権課の項第十四号中「（女性支援）」を「の庶務事務（女性支援）」に、「徳島県立婦人保護施設しらぎく寮」を「徳島県立女性自立支援施設しらぎく寮」に改め、同表文化・未来創造課の項からスポーツ振興課の項までを次のように改める。

交通政策課	一 運輸交通に係る企画及び調整に関すること。 二 バス及び鉄道の整備及び利用の促進に関すること。 三 海上交通に関すること。 四 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）の施行に関すること（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成十四年政令第二十六号）第七条第一項の規定により知事が行うこととされるものに限る。）。
サステナブル社会推進課	一 環境政策の企画及び調整に関すること。 二 徳島県環境基本条例（平成十一年徳島県条例第十一号）の施行に関すること。 三 徳島県生活環境保全条例（平成十七年徳島県条例第二十四号）の施行に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。 四 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）の施行に関すること。 五 徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例（平成二十八年徳島県条例第五十七号）の施行に関すること。 六 環境首都とくしま・未来創造憲章に関すること。 七 資源の再利用、再生化等に係る施策の企画及び調整に関すること。

環境指導課		
	脱炭素 推進室	
	十七 自然エネルギーに係る施策の企画及び調整に関すること。 十八 自然エネルギー協議会に関すること。 十九 自然エネルギー立県とくしま推進戦略の推進に関すること。	八 環境教育及び環境学習の企画及び調整に関すること。 九 環境マネジメントシステムの総合調整に関すること。 十 省資源運動の推進に関すること。 十一 自然保護に関すること。 十二 自然公園に関すること（県土整備部及び総合県民局県土整備部で行う土木工事の施行に関するものを除く。）。 十三 徳島県環境創造基金に関すること。 十四 徳島県環境審議会に関すること。 十五 徳島県立保健製薬環境センターの庶務事務に係る連絡及び調整に関すること。 十六 徳島県立佐那河内いきものふれあいの里に関すること。
	一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）の施行に関すること。 二 廃棄物適正処理の推進に関すること。 三 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）の施行に関すること。 四 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第四百四号）の施行に関すること（建設資材廃棄物の再資源化等に係ることに限る。）。 五 廃棄物の広域処理に関すること。 六 徳島県廃棄物処理計画に関すること。 七 徳島県分別収集促進計画に関すること。 八 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）の施行に関すること。 九 特定家庭用機器再商品化法（平成十年法律第九十七号）の施行に関すること。 十 徳島県自動車廃物認定委員会に関すること。 十一 一般財団法人徳島県環境整備公社に関すること。	

別表第二スポーツ振興課の項の次に次のように加える。

環境管理課	
	一 有害化学物質に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。 二 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に

	一 に関する法律（平成十一年法律第八十六号）の施行にすること。 二 ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第五号）の施行にすること（他課の分掌に属するものを除く。）。 三 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）の施行にすること。 四 騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）の施行にすること。 五 公害紛争処理法（昭和四十五年法律第八号）の施行にすること。 六 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三十八号）の施行にすること。 七 悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号）の施行にすること。 八 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和四十六年法律第七号）の施行にすること。 九 瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）の施行にすること。 十 振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）の施行にすること。 十一 土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）の施行にすること。 十二 徳島県生活環境保全条例の施行にすること（生活環境の保全に関する規制等に係るものに限る。）。 十三 環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）の施行にすること。 十四 徳島県環境影響評価条例（平成十二年徳島県条例第二十六号）の施行にすること。 十五 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）の施行にすること。 十六 環境配慮の推進にすること。 十七 公害紛争処理法に規定するあつせん委員、調停委員会及び仲裁委員会並びに徳島県環境影響評価審査会にすること。
こども未来 政策課	一 こども施策に関する総合的な企画及び調整にすること。 二 こども未来応援条例（令和六年徳島県条例第三十三号）の施行にすること（他課の分掌に属するものを除く。）。 三 私立学校にすること。 四 徳島県総合教育会議にすること。 五 徳島県奨学金返還支援基金及び徳島県こども未来基金にすること。

- 六 こども未来部の庶務事務の処理に関すること。
- 七 とくしまこども未来会議及び徳島県私立学校審議会に関すること。

別表第二こどもまんなか政策課の項の項名を「子育て応援課」に改め、同項第十号及び第十一号を削り、同表こども家庭支援課の項の項名を「青少年・こども家庭課」に改め、同項中第十一号を第十三号とし、第十号を第十二号とし、同項第九号中「に関する」を「及び徳島県いじめ問題調査委員会に関する」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第八号の次に次の二号を加える。

- 九 放課後児童健全育成事業に関すること。
- 十 いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号）第三十条第二項の規定による調査に関すること。

別表第二国保・地域共生課の項の項名を「地域共生推進課」に改め、同項中第一号から第四号までを削り、第五号を第一号とし、第六号から第九号までを四号ずつ繰り上げ、第十号を第六号とし、同号の次に次の四号を加える。

- 七 自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）の施行に関すること。
- 八 生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）の施行に関すること。
- 九 行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治三十二年法律第九十三号）の施行に関すること。

- 十 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の施行に関すること。
- 別表第二国保・地域共生課の項第十二号を次のように改める。

十二 社会福祉施設等の指導監査に関すること。

別表第二国保・地域共生課の項第十三号から第十五号までを削り、第十六号を第十三号とし、同表医療政策課の項第二十号中「徳島県立総合看護学校及び徳島県診療所」を「徳島県診療所及び徳島県立総合看護学校」に改め、同表健康づくり課の項を次のように改める。

健康寿命推進課	
一	母子保健法の規定による未熟児に対する養育医療給付等に関すること。
二	児童福祉法の規定による結核児童に対する療育医療給付等に関すること。
三	栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）の施行に関すること。
四	健康増進法の施行に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。
五	調理師法（昭和三十三年法律第百四十七号）の施行に関すること。
六	歯科口腔保健の推進に関する法律（平成二十三年法律第九十五号）の施行に関すること。
七	がん対策基本法（平成十八年法律第九十八号）の施行に関するこ

		と。
		八 がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十一号）の施行に関すること。
		九 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）の施行に関すること。
		十 社会福祉法の施行に関すること（精神障害者福祉に係るものに限る。）。
		十一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）の施行に関すること（精神保健及び精神障害者福祉並びに身体障害児の育成医療に係るものに限る。）。
		十二 国民健康づくり対策に関すること。
		十三 生活習慣病対策に関すること。
		十四 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関すること。
		十五 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）の施行に関すること。
		十六 ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成二十年法律第百八十二号）の施行に関すること。
		十七 難病対策（慢性疾患により長期療養を要する児童等に対する児童福祉法の規定による医療給付等を含む。）に関すること。
		十八 徳島県小児慢性特定疾病審査会、徳島県精神保健福祉審議会、徳島県健康対策審議会及び徳島県指定難病審査会に関すること。
		十九 徳島県精神保健福祉センターの庶務事務に係る連絡及び調整に関すること。
国保運 営室	二十 国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）の施行に関すること。	
	二十一 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の施行に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。	
		二十二 徳島県国民健康保険財政安定化基金及び徳島県後期高齢者医療財政安定化基金に関すること。
		二十三 国民健康保険審査会、徳島県国民健康保険運営協議会及び後期高齢者医療審査会に関すること。

別表第二長寿いきがい課の項中第十五号を第十七号とし、第十一号から第十四号までを二号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の二号を加える。

十一 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第百二十四号）の施行に関すること。

十二 共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和五年法律第六十五号）の施行に関すること。

別表第二障がい福祉課の項中第十四号を第十五号とし、第十一号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一 障がい者の芸術文化活動に関すること。

別表第二商工政策課の項から労働雇用戦略課の項までを次のように改める。

経済産業政策課	商 務 流 通 室	
一 経済産業行政の総合的な企画及び調整に関すること。 二 産業情報の収集及び提供に関すること。 三 商工会議所、商工会、中小企業団体中央会その他商工団体に関すること。 四 県人会等関係団体に関すること。 五 公益財団法人とくしま産業振興機構に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。 六 経済産業部の庶務事務の処理に関すること。 七 徳島県東京本部及び徳島県関西本部の庶務事務に係る連絡及び調整に関すること。	八 貿易の振興その他産業の国際化に関すること。 九 物産の振興及び販路拡張に関すること。 十 伝統工芸品の販路拡張に関すること。	企業支援課 一 中小企業の経営支援に関すること。 二 中小企業の経営革新の支援に関すること。 三 徳島県信用保証協会に関すること。 四 貸金業に関すること。 五 企業立地の推進及び企業誘致に関すること。 六 工業用水の需給計画に関すること。 七 電源立地地域対策交付金に関すること。 八 徳島県新型コロナウイルス感染症対応利子補給基金に関すること。 九 徳島県大規模小売店舗立地審議会に関すること。
産業創生・大学連携課	一 次世代産業の創生及び振興に関すること。 二 産業分野のデジタルトランスフォーメーションに係る施策の推進に関すること。 三 地場産業の振興に関すること。 四 伝統産業の振興に関すること。 五 発明及び知的財産権に関すること。 六 下請中小企業の振興に関すること。 七 産学官連携の推進に関すること。 八 高等教育機関と連携した若者の就学及び就業の促進並びに産業振	

	興をはじめとした地域の活力向上及び持続的な発展に関すること。 九 高等教育機関との連携に係る調整に関すること。 十 計量法（平成四年法律第五十一号）の施行に関すること。 十一 科学技術の振興に関すること。 十二 徳島県立工業技術センターの庶務事務に係る連絡及び調整に関すること。
産業人材課	一 労働者の技能及び知識の向上に関すること。 二 産業人材の育成及び確保に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。 三 徳島県職業能力開発審議会に関すること。 四 徳島県職業能力開発校に関すること。

別表第二観光政策課の項及びにぎわいづくり課の項を削り、同表農林水産政策課の項を次のように改める。

農林水産政策課	一 農林水産行政の総合的な企画及び調整に関すること。 二 森林組合、水産業協同組合及び土地改良区の検査に関すること。 三 農業金融に関すること。 四 林業金融に関すること（林業改善資金貸付金及び株式会社日本政策金融公庫資金に係るものに限る。）。 五 水産金融に関すること。 六 農業協同組合及び農事組合法人等に関すること。 七 農業共済に関すること。 八 農林水産部（農山漁村振興課、生産基盤課及び森林土木・保全課を除く。）の庶務事務の処理に関すること。 九 徳島県農林水産審議会及び徳島県農業共済保険審査会に関すること。
農地政策室	十 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の施行に関すること。 十一 農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）の施行に関すること。 十二 国有農地等の管理に関すること。 十三 市民農園整備促進法（平成二年法律第四十四号）の施行に関すること。 十四 都市農業振興基本法（平成二十七年法律第十四号）の施行に関すること。 十五 耕作放棄地対策に関すること。 十六 農地の有効活用に関すること。

	十七 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）の施行に関すること。
	十八 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百一号）の施行に関すること。
	十九 徳島県農業構造改革支援基金に関すること。
	二十 市町村農業委員会に関すること。

別表第二みどり戦略推進課の項第十三号中「消費者くらし安全局安全衛生課」を「安全衛生課」に改め、同表もうかるブランド推進課の項の項名を「とくしまブランド推進課」に改め、同表鳥獣対策・ふるさと創造課の項の項名を「鳥獣対策・里山振興課」に改め、同項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第九号までを一号ずつ繰り上げ、同項に次の一号を加える。

九 徳島県豊かな森づくり推進基金に関すること。

別表第二スマート林業課の項の項名を「林業振興課」に改め、同項第十八号及び同表水産振興課の項第七号中「法人検査課」を「農林水産政策課」に改め、同表農山漁村振興課の項第二号中「生産基盤課及び法人検査課」を「農林水産政策課及び生産基盤課」に改め、同項第九号中「森林整備課」を「森林土木・保全課」に改め、同表森林整備課の項の項名を「森林土木・保全課」に改め、同表用地対策課の項第六号中「漁業調整課」を「漁業管理調整課」に改め、同表高規格道路課の項中第四号を第九号とし、第三号を第八号とし、同号の前に次の一号を加える。

七 県営渡船に関すること。

別表第二高規格道路課の項中第二号を第六号とし、第一号の次に次の四号を加える。

二 道路法（昭和二十七年法律第八十号）の施行に関すること（道路整備課の分掌に属するものを除く。）。

三 道路の認定、区域の決定及び供用の開始に関すること。

四 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）の施行に関すること（道路運送法施行令（昭和二十六年政令第二百五十号）第三条第一項の規定により知事が行うこととされるものに限る。）。

五 市町村道に関すること（道路整備課の分掌に属するものを除く。）。

別表第二道路整備課の項第一号中「（昭和二十七年法律第八十号）」を削り、「こと」の下に「（道路の整備に係るものに限る。）」を加え、同項中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号を第三号とし、同項第六号中「こと」の下に「（整備に係るものに限る。）」を加え、同号を同項第四号とし、同項第七号を削り、同表都市計画課の項を次のように改める。

都市計画課	一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の施行に関すること（開発行為に係るものに限る。）。
	二 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の施行に関すること（道路位置指定に係るものに限る。）。
	三 優良田園住宅の建設の促進に関する法律（平成十年法律第四十一

		号)の施行にすること。 四 土地譲渡益重課制度に係る優良宅地及び優良住宅の認定にすること。 五 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和三十六年法律第百九十一号)の施行にすること。 六 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律(昭和三十七年法律第百四十二号)の施行にすること。 七 景観法(平成十六年法律第百十号)の施行にすること。 八 駐車場法(昭和三十二年法律第百六号)の施行にすること(路上駐車場に係るものを除く)。 九 徳島県駐車場の設置及び管理に関する条例(昭和四十二年徳島県条例第四十号)の施行にすること。 十 徳島県風致地区内における建築等の規制に関する条例(昭和四十五年徳島県条例第二十七号)の施行にすること。 十一 徳島県屋外広告物条例(平成四年徳島県条例第五十二号)の施行にすること。 十二 都市緑化にすること。 十三 都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)の施行にすること(他課の分掌に属するものを除く)。 十四 徳島県都市公園条例(昭和三十三年徳島県条例第二十号)の施行にすること(他課の分掌に属するものを除く)。 十五 自然公園に係る土木工事の施行にすること。 十六 徳島県開発審査会及び徳島県屋外広告物審議会にすること。
まちづくり室		十七 都市計画法の施行にすること(第一号に掲げるものを除く)。 十八 鉄道高架事業にすること。 十九 土地区画整理事業にすること。 二十 新住宅市街地開発法(昭和三十八年法律第百三十四号)の施行にすること。 二十一 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)の施行にすること。 二十二 徳島県都市計画審議会にすること。

別表第二住宅課の項第六号中「第二十号」を「第二十二号」に改め、同表住宅課の建築指導室の項第二十二号中「長期優良住宅建築等計画」を「長期優良住宅建築等計画等」に改め、同項第三十一号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表営繕課の項から河川整備課の項までを次のように改める。

河川整備課	営繕課	
	プロジェクト室	
	一 営繕工事に関すること。 二 庁舎等公用・公共施設の長寿命化対策に係る技術的支援に関すること。 三 重要建築物の企画及び設計の技術的支援に関すること。	四 庁内の建築・改築プロジェクトの企画及び技術支援に関すること。 五 市町村の建築・改築プロジェクトの企画に係る相談に関すること。
河川政策課	一 河川、砂防防災及び生活排水対策に関する施策の総合的な企画及び調整に関すること。 二 水資源の総合調整に関すること。 三 河川法（昭和三十九年法律第六十七号）の施行に関すること（河川整備課の分掌に属するものを除く。）。 四 海岸法の施行に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。 五 水防法（昭和二十四年法律第九十三号）の施行に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。 六 公有水面埋立法の施行に関すること（港湾区域及び漁港区域に係るものを除く。）。 七 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）の施行に関すること。 八 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）の施行に関すること。 九 水防無線通信に関すること。 十 河川整備計画の作成に関すること。 十一 徳島県治水及び利水等流域における水管理条例（平成二十八年徳島県条例第七十二号）の施行に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。 十二 県が管理するダムの維持管理に関すること。 十三 濁り対策の推進及び調整に関すること（ダムに起因するものに限る。）。 十四 直轄河川整備の総合調整に関すること。 十五 河川政策課、河川整備課、砂防防災課及び水環境整備課の庶務事務の処理に関すること。	
河川整備課	一 河川法の施行に関すること（河川の整備に係るものに限る。）。 二 海岸法の施行に関すること（海岸保全施設の整備（漁港海岸、農地保全、港湾区域及び港湾隣接地域に係るものを除く。）に係るものに限る。）。	

のに限る。）。
三 海岸保全基本計画の作成に関すること。

別表第二砂防・気候防災課の項の項名を「砂防災課」に改め、同項第六号中「水防対策」を「水害防止対策及び土砂災害防止対策」に改め、同項第七号を削り、同表水・環境課の項の項名を「水環境整備課」に改め、同項に次の一号を加える。
八 水防法の施行に関すること（公共下水道等の排水施設等の指定及び雨水出水浸水想定区域の指定に関するものに限る。）。
別表第二運輸政策課の項を次のように改める。

港湾政策課	
一 港湾行政に関する施策の総合的な企画及び調整に関すること。	
二 港湾計画の作成に関すること。	
三 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の施行に関すること。	
四 徳島県港湾施設管理条例（昭和三十年徳島県条例第三十二号）の施行に関すること。	
五 海岸法の施行に関すること（港湾区域及び港湾隣接地域に係るものに限る。）。	
六 公有水面埋立法の施行に関すること（港湾区域に係るものに限る。）。	
七 港湾統計に関すること。	
八 港湾施設の整備に関すること。	
九 特定港湾施設整備特別措置法（昭和三十四年法律第六十七号）の施行に関すること。	
十 徳島空港の整備及び周辺整備計画に関すること。	
十一 水産基盤整備工事の施行に関すること。	
十二 港湾及び漁港区域の施設の災害土木事業に関すること。	
十三 港湾の利活用の促進及び港湾区域の振興に関すること。	
十四 徳島県交通網整備利用促進基金に関すること。	
十五 徳島県港湾等整備事業特別会計に関すること。	
十六 徳島県地方港湾審議会に関すること。	

別表第二次世代交通課の項から法制文書課の項までを削る。
別表第三県立総合大学校本部の項を削り、同表徳島県東京本部の項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十二号までを一号ずつ繰り上げる。
別表第五徳島県東部県土整備局の項第三十七号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。
別表第六徳島県立保健製薬環境センターの項を削り、同表徳島県自治研修センターの項第三号を削り、同表徳島県立婦人保護施設しらぎく寮の項を削り、同表文書館の項第一号を次のように改める。

一 特定歴史公文書等（徳島県公文書等の管理に関する条例（令和五年徳島県条例第十

七号) 第二条第四項に規定する特定歴史公文書等をいう。以下同じ。) を収集し、保存し、及び県民の利用に供すること。

別表第六文書館の項第二号及び第三号中「文書館資料」を「特定歴史公文書等」に改め、同表鳥居記念館の項の次に次のように加える。

徳島県立女性自立支援施設しらぎく寮	一 困難な問題を抱える女性(困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第二条に規定する困難な問題を抱える女性をいう。徳島県こども女性相談センターの項において同じ。)等及び被害者(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第二項に規定する被害者及び同法第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。徳島県こども女性相談センターの項において同じ。)等の保護に関すること。 二 入所した者に対する医学的又は心理学的な援助及び生活支援に関すること。 三 退所した者に係る相談その他の援助に関すること。
徳島県立保健製薬環境センター	一 病原微生物に関する試験研究及び検査に関すること。 二 食品衛生に関する試験研究及び検査に関すること。 三 疫学に関する試験研究、検査及び調査に関すること。 四 医薬品等の開発並びに品質、有効性及び安全性に関する試験研究及び技術指導に関すること。 五 医薬品等の製造承認審査に伴う試験検査に関すること。 六 医薬品等の製造管理及び品質管理に関すること。 七 薬用植物の試験栽培及び研究並びに生薬の検査及び研究に関すること。 八 有害物質を含有する家庭用品に関する試験研究及び検査に関すること。 九 環境衛生に関する試験研究及び検査に関すること。 十 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、地盤沈下、悪臭及び土壌汚染に関する監視、測定、試験研究及び検査に関すること。 十一 衛生検査技術の研修指導に関すること。 十二 公害防止の技術指導に関すること。 十三 その他保健衛生の向上、環境の保全及び製薬業の振興に関し必要な試験研究、検査等に関すること。

別表第六徳島県こども女性相談センターの項第六号及び第七号を次のように改める。

六 困難な問題を抱える女性及び被害者に関する各般の相談に関すること。

七 困難な問題を抱える女性等に対する医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助に関すること。

別表第六徳島県こども女性相談センターの項第九号から第十一号までを次のように改め

る。

九 困難な問題を抱える女性等及び被害者等の一時保護に関すること。

十 困難な問題を抱える女性等及び被害者等に係る情報の提供、助言、関係機関との連絡調整に関すること。

十一 困難な問題を抱える女性等の入所及び退所の決定に関すること。

別表第六徳島県こども女性相談センターの項第十二号中「徳島県立婦人保護施設しらかく寮」を「徳島県立女性自立支援施設しらかく寮」に改め、同表徳島県保健所の項を削り、同表徳島県精神保健福祉センターの項第二号中「指導」を「援助」に改め、同表徳島県発達障がい者総合支援センターの項の次に次のように加える。

徳島県保健所	一 別表第五徳島県東部保健福祉局の項及び別表第七保健福祉環境部の項に掲げる事項に関する事務のうち、法令の規定により保健所長の権限に属するものとされている事務に関すること。 二 徳島県感染症診療協議会に関すること（徳島県徳島保健所、徳島県阿南保健所及び徳島県三好保健所に限る。）。
--------	--

別表第六徳島県産業人材育成センターの項を削り、同表徳島県立農林水産総合技術支援センターの項に次の二号を加える。

十五 農山漁村未来創造事業に関すること。

十六 徳島県農林水産業未来創造基金に関すること。

別表第七保健福祉環境部の項中第五十一号から第六十号までを削り、第六十一号を第五十一号とし、同項第六十二号中「及びこども女性相談センター」を削り、同号を同項第五十二号とし、同項第六十三号を第五十三号とし、同表県土整備部の項第三十七号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

別表第八を次のように改める。

別表第八 附属機関の名称及び庶務を担当する組織（第五十七条関係）

	名 称	庶務を担当する組織
一	徳島県国民保護協議会	危機管理部危機管理政策課
二	徳島県防災会議	危機管理部防災対策推進課
三	徳島県石油コンビナート等防災本部	危機管理部防災対策推進課
四	徳島県消費生活審議会	危機管理部消費者政策課
五	徳島県交通安全対策会議	危機管理部消費者政策課

六	徳島県犯罪被害者等支援審議会	危機管理部消費者政策課
七	徳島県食の安全安心審議会	危機管理部安全衛生課
八	徳島県生活衛生適正化審議会	危機管理部安全衛生課
九	徳島県総合計画審議会	企画総務部政策企画課
十	徳島県行政不服審査会	企画総務部総務監察課
十一	徳島県公益認定等審議会	企画総務部総務監察課及び公益法人 又は移行法人を所管する課等
十二	徳島県特別職報酬等審議会	企画総務部人事課
十三	徳島県職員委員会	企画総務部人事課
十四	徳島県職員倫理審査会	企画総務部人事課及び職員厚生課
十五	徳島県公務災害補償等認定委員会	企画総務部職員厚生課
十六	徳島県公務災害補償等審査会	企画総務部職員厚生課
十七	自治紛争処理委員	企画総務部市町村課
十八	徳島県固定資産評価審議会	企画総務部市町村課
十九	徳島県観光審議会	観光スポーツ文化部観光政策課
二十	徳島県スポーツ推進審議会	観光スポーツ文化部スポーツ振興課
二十一	徳島県文化創造審議会	観光スポーツ文化部文化振興課
二十二	徳島県文化財保護審議会	観光スポーツ文化部文化資源活用課
二十三	徳島県銃砲刀剣類登録審査委員	観光スポーツ文化部文化資源活用課
二十四	徳島県控除対象特定非営利活動法人 審査会	生活環境部生活環境政策課

二十五	徳島県情報公開・個人情報保護審査会	生活環境部県民ふれあい課
二十六	徳島県男女共同参画会議	生活環境部男女参画・人権課
二十七	徳島県環境審議会	生活環境部サステナブル社会推進課
二十八	徳島県自動車廃物認定委員会	生活環境部環境指導課
二十九	公害紛争処理法に規定するあつせん委員	生活環境部環境管理課
三十	公害紛争処理法に規定する調停委員会	生活環境部環境管理課
三十一	公害紛争処理法に規定する仲裁委員会	生活環境部環境管理課
三十二	徳島県環境影響評価審査会	生活環境部環境管理課
三十三	とくしまこども未来会議	こども未来部こども未来政策課
三十四	徳島県私立学校審議会	こども未来部こども未来政策課
三十五	徳島県青少年健全育成審議会	こども未来部青少年・こども家庭課
三十六	徳島県いじめ問題調査委員会	こども未来部青少年・こども家庭課
三十七	徳島県社会福祉審議会	保健福祉部保健福祉政策課
三十八	徳島県医療審議会	保健福祉部医療政策課
三十九	地方独立行政法人徳島県鳴門病院評価委員会	保健福祉部医療政策課
四十	徳島県小児慢性特定疾病審査会	保健福祉部健康寿命推進課
四十一	徳島県精神保健福祉審議会	保健福祉部健康寿命推進課
四十二	徳島県健康対策審議会	保健福祉部健康寿命推進課

四十三	徳島県指定難病審査会	保健福祉部健康寿命推進課
四十四	国民健康保険審査会	保健福祉部健康寿命推進課国保運営室
四十五	徳島県国民健康保険運営協議会	保健福祉部健康寿命推進課国保運営室
四十六	後期高齢者医療審査会	保健福祉部健康寿命推進課国保運営室
四十七	徳島県麻薬中毒審査会	保健福祉部薬務課
四十八	徳島県薬事審議会	保健福祉部薬務課
四十九	徳島県介護保険審査会	保健福祉部長寿いきがい課
五十	徳島県障がい者施策推進協議会	保健福祉部障がい福祉課
五十一	徳島県障害者介護給付費等不服審査会	保健福祉部障がい福祉課
五十二	徳島県障害児通所給付費等不服審査会	保健福祉部障がい福祉課
五十三	徳島県障がいのある人の相談に関する調整委員会	保健福祉部障がい福祉課
五十四	徳島県大規模小売店舗立地審議会	経済産業部企業支援課
五十五	徳島県職業能力開発審議会	経済産業部産業人材課
五十六	徳島県農林水産審議会	農林水産部農林水産政策課
五十七	徳島県農業共済保険審査会	農林水産部農林水産政策課
五十八	徳島県森林審議会	農林水産部林業振興課
五十九	土地収用法に規定するあつせん委員	県土整備部県土整備政策課

六十	土地収用法に規定する仲裁委員	県土整備部県土整備政策課
六十一	徳島県建設工事紛争審査会	県土整備部建設管理課
六十二	徳島県国土利用計画審議会	県土整備部用地対策課
六十三	徳島県土地利用審査会	県土整備部用地対策課
六十四	徳島県開発審査会	県土整備部都市計画課
六十五	徳島県屋外広告物審議会	県土整備部都市計画課
六十六	徳島県都市計画審議会	県土整備部都市計画課まちづくり室
六十七	徳島県建築審査会	県土整備部住宅課建築指導室
六十八	徳島県建築士審査会	県土整備部住宅課建築指導室
六十九	徳島県地方港湾審議会	県土整備部港湾政策課
七十	徳島県立図書館協議会	図書館
七十一	徳島県立博物館協議会	博物館
七十二	徳島県立近代美術館協議会	美術館
七十三	徳島県立文書館協議会	文書館
七十四	徳島県立二十一世紀館協議会	二十一世紀館
七十五	徳島県立鳥居龍蔵記念博物館協議会	鳥居記念館
七十六	徳島県精神医療審査会	徳島県精神保健福祉センター
七十七	徳島県東部地区感染症診査協議会	徳島県徳島保健所
七十八	徳島県南部地区感染症診査協議会	徳島県阿南保健所
七十九	徳島県西部地区感染症診査協議会	徳島県三好保健所

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。